

支へあらんとて、やはり蕃山先生に仰せ付られ、國中をめぐり行き、御救ひにもれたるものあらば、直ぐに賜はるべきよしにて、銀子十ヶ目渡され、尙又郡奉行杯へ、御自筆にて御救ひの儀仰渡され、銀子入用あらば、何ほどにても出し遣すべく、たとへ御手道具まで、御うり拂被成候ても、御調達可被成間、百姓一人にても餓死致させ候は、其方共越度たるべき旨被仰渡候事、君則烈公遺事などにくはしく見えたり、人君の仁政、かくありたきものなり。

〔翹楚篇〕天明三年夏より秋に至る迄、絶て暑なく、ひとへ物著しは唯二三日なるべし、斯る年並なりければ、作毛不熟して、今年より翌四年まで奥羽一統の飢饉とはなれり、されば年來御心○上杉治、憲を盡されし蓄藏をひらかれ、夫が上に越後或羽州酒田などにての買米有て、飢に及んとせるには、男子二合、女子一合の積にて、飯米の御手當のあり、味噌を賜り、きるものまでの御手當有りけるゆへ、餓死に及べるはなかりし、かゝるほどの年並なれば、御寢食を安んじ給はず、只人民の事のみ憂思しめし、御心を盡させ給ひしは、御脚痛と唱へられ、御參府をだに延引し給へるにて、推ばかり知り参らすべし、されば貴となく賤となく、粥を用よ菜菓をかでにして、くらへなど、觸渡し給ひければ、以後は朝の御膳には粥を聞し召例として怠り給はざりし也、唯御國民を思し憂ぜ給ふのみか、他の人迄に及ばせ給へる事有、御國民は君徳によつて、幸に飢餓を免がれしが、隣國の飢餓人多入來りて食を乞は、道路に行倒れて死する者亦なきにしもあらず、されば道路に倒れ死せるものあれば、其村其處の者の量をして、其所に埋み、其うへに札建て、よるべの人を待事、是迄の例なりしを、以後は其あたりの寺に葬り、布施銀五百文とて、あたへて回向なさしめ、大町札の辻にも札立て、よるべのものを待べしとの御意下れば、天明四年を始として、以後は上の御施主にて葬り回向し給へる事にはなりぬ。

○按ズルニ、凶年救助ニ關スルコトハ、政治部賑給篇及び救恤篇ニ詳ナリ。